

チアメトキサムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
 についての意見・情報の募集結果について（案）

1. 実施期間 平成27年5月27日～平成27年6月25日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

意見・情報の概要※	専門調査会の回答
<p>【意見1】</p> <p>1. 意見 現在は、残留農薬検査機器の高度化により一検体により多種類の農薬の検出が出来る状況ですが、野菜の農薬登録制度は旧来の指定農薬が検出できるかどうかの考え方で制度化されており、技術の進歩と制度設計の矛盾により、安全性の検証ではなく事務的に残留農薬検出を公表し、消費者への不安感や、生産者、流通事業者に混乱を生じさせておりますので根本的な対応策を検討いただきたいのでよろしくお願いたします。</p> <p>2. 概略 中国産たまねぎの「チアメトキサム」の基準値超えについては、農畜産業振興機構発行の情報誌「野菜情報 2014.10号*」によりますと、たまねぎについては、未登録となっていることから、残留基準値が設けられていないので0.01 ppmとなっている旨の掲載がされておりますが、同様に中国から輸入されております中国産青ねぎについては、農薬の使用登録があることから基準値は2 ppm以下となっており、輸入野菜で同様の生食使用（青ねぎの方が残留農薬の影響は多い部分を</p>	<p>【回答1】</p> <p>食品安全委員会はリスク評価を行う機関であり、残留農薬基準値を設定する機関ではありません。</p> <p>御指摘のたまねぎにつきましては、今回リスク管理機関である厚生労働省からインポートトレランス設定の要請を受けたものです。これを受けて、食品安全委員会は食品中にチアメトキサムが残留した場合の健康影響について評価を行いました。</p> <p>今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省においてたまねぎについての基準値が検討されることとなっております。</p> <p>いただいたご意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えします。</p>

食べる)であるにも関わらず、登録、未登録の事務的な問題で基準に 200 倍の差があること、また、平成 26 年 7 月の中国産たまねぎのサンプリング調査での検出は 0.1 ppm 程度との情報もあり、青ねぎと対比した場合は 20 分の一以下の基準値でありますので、食品安全上では問題が生じないのではないかと考えられます。

(なお、わけぎでは 10 ppm、キャベツでは 5 ppm の登録がされています。)

【意見 2】

私たちパルシステム東京は、『『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい社会をつくりたい』を理念に、約 44 万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)の暮らしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

ネオニコチノイド系殺虫剤は蜜蜂や野性昆虫に対して毒性が強く、すでに欧米では規制が始まっています。ヒトに対しても神経毒性、発達神経毒性のおそれが指摘されています。その中で日本は欧米より緩い残留基準値をさらに緩和していることは問題であると考えます。ネオニコチノイド系殺虫剤の毒性について貴委員会が消費者の健康に配慮して慎重な評価を行なっていただくよう要望します。今回の評価の追加データの範囲外の評価に関わる事項ですが、以下意見を述べます。

(1) 発達神経毒性を再評価してください

評価書案には発達神経毒性の報告が載せられていますが、その内容は仔獣の脳の重量及びサイズのみでの報告です。なお

【回答 2】

(1)

御指摘のチアメトキサムにおける発達神経毒性試験については、EPA のテストガイドラインに準じた試験が実施されており、児動物に対する学習及び記憶検査についても検査が実施されています。

食品安全委員会農薬専門調査会では当該試験の結果について、学習及び記憶検査を含む行動・機能検査についても投与の影響は認められなかったと判断し、児動物に認められた脳重量については低体重に起因した二次的な変化であると考えられることから、チアメトキサムには発達神経毒性は認められなかったと評価しました。

なお、農薬評価書には原則として毒性所見と認められた事項をまとめており、評価書に記載がなかったからといってその他の項目が検査されていないということではありません。

(2)

チアメトキサムの発がん性については、遺伝毒性試験においてすべて陰性となっていることから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、閾値を設定することが可能であり、閾値を下回る ADI のレベルで摂取し

かつ投与群では対照群と比較して差があるにも関わらず、二次的な影響として片付けています。ネオニコチノイド系殺虫剤は発達障害の原因との指摘もあることから、発達神経毒性として、仔獣の学習能力などを見るべきであると考えます。申請者に再試験を請求されるよう要望します。

(2) 発癌性に基づく ADI 設定を行なってください

評価書案は繁殖試験の無毒性量を安全係数 100 で割って ADI を設定していますが、発癌性試験で発癌性が認められています。遺伝毒性が陰性とされていますが、発癌性試験の無毒性量 2.63mg/kg/day を、発癌性ということを加味した安全係数 1000 で割って 0.0026 mg/kg/day を ADI と設定すべきと考えます。

た場合には、発がんリスクはないと考えています。

よって食品安全委員会農薬専門調査会では、各試験で得られた無毒性量の最小値であるラットを用いた2世代繁殖試験の1.84 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.018 mg/kgを ADIと設定することは妥当であると考えています。

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。

*野菜情報 2014.10 号抜粋については省略させていただきます。